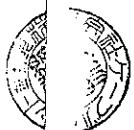


災害時の放送に関する協定書

平成13年4月1日



鈴鹿市

株式会社ケーブルネット鈴鹿

災害時の放送に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルネット鈴鹿（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、鈴鹿市域において、生命・身体又は財産に著しい損害を及ぼす災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が乙に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、鈴鹿市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対し災害に関する緊急放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提出を求めることができる。
（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を文書により明らかにして、放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人工費その他災害緊急放送に要する一切の費用を請求しないものとする。ただし、災害緊急放送の時間が長時間になる場合等は、甲と乙が協議するものとする。

（連絡責任者等）

第6条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。
- 4 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

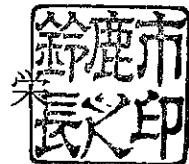
(協定の期間)

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成13年4月1日から適用する。ただし、協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合、本協定期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年4月1日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 加藤



乙 鈴鹿市岸岡町1930番地

株式会社エヌ・エス・ツー 鈴鹿
代表取締役社長 安藤 啓二

